|  |  |
| --- | --- |
| 第　　　　　　号　　　　　　有　効　　　　 年　　月　　日から12.5cm12.5cm折目8.8cm8.8cm折目　年　　月　　日　　　　　　期　間　　　　 年　　月　　日まで従事者証丸亀市長　　　　　　　　 | 注　意　事　項1 　従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。2 　従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。3 　許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に丸亀市長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。許可の内容 |
|  | 許可証の番号 |  |  |
|  |  | 法人の名称 |  |  |
|  | 住所 |  |  |
| 鳥獣等の種類及び数量 |  |
| 目的 |  |
| 氏名 |  |
| 区域 |  |
| 方法 |  |
| 生年月日 |  |
| 条件 |  |
|  |  |